

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：関西塗研工業（株）

業者の住所：大阪府大阪市福島区海老江 8－8－7

2. 競争参加停止措置期間：2025 年 4 月 30 日～2025 年 6 月 10 日
(6週間)

3. 事 実 概 要：

関西塗研工業株式会社は建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。

このことが建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分（10 日間の営業停止処分）を受けた。

4. 競争参加停止措置理由：

関西塗研工業株式会社が建設業法の規定により、監督処分（10 日間の営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第 2 第 12 号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
1～11 略 12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） 13～15 略	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内